

# 岩国市中小企業制度融資のご利用にあたって

## 1. ご利用いただける方

次の要件等をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 規模：資本金、従業員数のいずれかが下記に適合している企業者  
(中小企業信用保険法の規定によっています。)

業種	資本金又は出資の総額	従業員数
工業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

注1 ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は、資本金又は出資の総額及び従業員数が別に定められています。

注2 事業協同組合等、特別の法律により設立された組合も対象になります。(※創業支援資金を除く。)

注3 「小規模企業者」とは、従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の企業者をいいます。

- (2) 業種：農業、林業、漁業、金融、保険業以外の業種  
(保険媒介代理業及び保険サービス業は対象)

ただし、一部の業種によっては対象とならない場合があります。

## 2. 融資の申込みに必要な提出書類(詳細は下記までお問い合わせください。)

- (1) 法人の場合 ①確認委任書(料の完納確認) ②決算書2期分 ③最近の試算表 ④許可証写  
⑤商業登記簿謄本 ⑥定款写 ⑦市税の完納証明書(法人及び代表者個人のもの)  
⑧法人及び保証人の印鑑証明書 他
- (2) 個人の場合 ①確認委任書(料の完納確認) ②納税申告書2期分 ③許可証写 ④住民票  
⑤市税の完納証明書 ⑥申請者及び保証人の印鑑証明書 他

注1 ①の確認委任書については、事前に市の確認が必要です。

商工振興課(または総合支所地域振興課、支所地域振興班)へ提出してください。お渡しは翌日以降となります。

注2 創業支援資金をご利用の際は、「創業支援資金推薦書」、「創業支援資金計画書」等が必要です。

注3 特定創業支援等事業とは、次の表に掲げる認定連携創業支援機関において実施する「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野の個別相談またはセミナーをいいます。

注4 市税の課税がなく、完納証明書の発行ができない場合は、商工振興課へご相談ください。

認定連携創業支援機関	連絡先
しごと交流・創業支援施設 Class Biz.	(0827)28-6565
岩国地域中小企業支援センター	(0827)21-4201
岩国商工会議所	(0827)21-4201
岩国西商工会	(0827)84-0183
やましろ商工会	(0827)76-0100

特定創業支援事業修了者の利率を適用する場合は、支援事業を受けたことの証明が必要です。事前に商工振興課へ証明申請を行ってください。

## 3. お問い合わせ先

岩国市産業振興部商工振興課 Tel.(0827)29-5110

山口県信用保証協会岩国支店 Tel.(0827)21-5125

\*創業関係 岩国地域中小企業支援センター(商工会議所内) Tel.(0827)21-4201

# 岩国市

## 中小企業制度融資のご案内

# “明日へのあんしん”



宇野千代ドラマ観光推進実行委員会  
公式ロゴマーク

岩国市中小企業制度融資とは、市と金融機関、信用保証協会が協調して行っている融資制度です。市内の中小企業者の皆さんに対する事業資金の調達を円滑にすることで、中小企業の振興育成や創業機会の拡大を図ります。

保証料は市が全額補助するなど、使いやすい制度になっています。(一部資金を除く)  
※金融機関による一定の審査を経て融資が実行されます。

岩国市 産業振興部 商工振興課

# 岩 国 市 制 度 融 資

信用保証料は市が全額助成します。

令和8年4月1日現在

用途	区分 資金の種類	融資対象	融資条件										申込先	
			資金 用途	融資 限度額	融資利率(年利) 責任共有制度		保証料率(年利) 責任共有制度		融資 期間	償還 方法	保証 人	担保		
					対象 外	対 象	対象 外	対 象						
運 営 資 金 の 安 定 化 に 必 要 な た め の	中 小 企 業 振 興 資 金	次の要件をすべて満たす中小企業者※1であること。 (1) 個人にあっては、1年以上代表者が市内に居住し、かつ、1年以上事業の本拠地が市内にあること。法人にあっては、1年以上事業の本拠地が市内にあること。 (2) 市内において、同一事業を継続して1年以上営んでいること。	(3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、公共下水道等使用料の滞納がないこと。	運 転	1,500万円	1.9%	2.1%	0.46%	0.45%	7年 (据置きは6ヶ月)	分割	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じて徴する	山口銀行 西京銀行 もみじ銀行 広島銀行 西中国信用金庫 東山口信用金庫
					設 備	1,500万円 運転・設備 併用 1,500万円								
	無担保・ 無保証人 融 資	次の要件をすべて満たす小規模企業者※2であること。 (1) 個人にあっては、1年以上代表者が市内に居住し、かつ、1年以上事業の本拠地が市内にあること。法人にあっては、1年以上事業の本拠地が市内にあること。 (2) 市内において、同一事業を継続して1年以上営んでいること。	(3) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、公共下水道等使用料の滞納がないこと。 (4) 市民税の均等割もしくは所得割のいずれかの課税対象者であり、かつ完納しているもの (5) 保証協会の保証を付した融資(信用保険を付したものに限り)を利用していないもの	運 転 設 備	750万円	1.9%		0.65%		運 転5年 (据置きは6ヶ月)  設 備5年 (据置きは1年)	分割	不要	不要	
資 金 内 が 必 要 な た め の	創 業 支 援 資 金 「か け は し」	市内で事業を開始しようとするもの又は開始したもので、以下の(1)～(3)のいずれかのうち、(ア)・(イ)の要件を満たすもの (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの又は新たに事業を開始した日から3年を経過していないもの (2) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、事業を開始する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日から3年を経過していないもの	(3) 中小企業者に該当する会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する場合で、事業を開始する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日から3年を経過していないもの (ア) 市税(市外の居住者にあっては、当該市町村の税及び岩国市の税)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、公共下水道等使用料の滞納がないこと。 (イ) 地域中小企業支援センターによる経営指導を受け、かつ融資の申込みに係る推薦を受けていること。	運 転	1,000万円	1.7%		0.75%		7年 (据置きは6ヶ月)	分割	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要	不要	
				設 備	1,000万円 運転・設備 併用 1,000万円					10年 (据置きは1年)				
要 一 時 的 に 事 業 資 金 が 必 要 な た め の	小 規 模 企 業 短 期 資 金	次の要件をすべて満たす小規模企業者※2であること。 (1) 個人にあっては、1年以上代表者が市内に居住し、かつ、1年以上事業の本拠地が市内にあること。法人にあっては、1年以上事業の本拠地が市内にあること。 (2) 市内において、同一事業を継続して1年以上営んでいること。	(3) 市税の滞納がないこと。 (4) 仕入資金、諸決済資金、ボーナス支給の資金を一時的に必要なとするもの	運 転	500万円	2.3%				運 転 6ヶ月	一括	1人以上	必要に応じて徴する	

上記のほか、大型店対策資金(取扱金融機関:山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫)、連鎖倒産防止資金(取扱金融機関:山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫)、公共事業特別資金(取扱金融機関:山口銀行)を設けております。

詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kigyouseisaku/4593.html>)をご覧ください。

「市税」とは、市民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・特別土地保有税・入湯税・鉱産税・市たばこ税をさします。

※1 中小企業者: 裏面「1.ご利用いただける方」参照

※2 小規模企業者: 裏面「1.ご利用いただける方 注3」参照

※3 特定創業支援等事業: 裏面「2.融資の申込みに必要な提出書類 注3」参照